

2004年9月29日

各 位

会 社 名 双日ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 西村 英俊
(コード番号 2768 東証第1部・大証第1部)
問合せ先 広報部長 吉村 剛史
T E L 03(5520)3404

第三者割当増資(優先株式発行)および
転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、2004年9月29日開催の取締役会において、第三者割当による優先株式発行および転換社債型新株予約権付社債発行に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

双日グループは、2004年9月8日に発表しました「新事業計画」に基づき、ユーエフジェイ銀行をはじめとする主要金融機関およびUBSグループに対して増資の引受けを要請しておりましたが、「新事業計画」に対するご理解とご信任を頂くことができました結果、ユーエフジェイ銀行、みずほコーポレート銀行、東京三菱銀行、UBSグループに対して合計3,600億円の優先株式を発行することになりました。なお、今回の増資では、主要金融機関の当社への貸付金債権を現物出資する債務の株式化(デット・エクイティ・スワップ)などの形をとることにより主要金融機関に対する双日グループの有利子負債を削減する一方、UBSグループにつきましては、新たに100億円の優先株式の発行を予定しております。また、UBSグループには別途100億円の転換社債型新株予約権付社債を発行いたします。双日グループはこの合計3,700億円のエクイティ・ファイナンスにより株主資本を充実させるとともに、有利子負債の削減を行います。

今般の資本増強により、「新事業計画」の基本方針の一つである「財務体質の抜本的強化」の実現に向けて、確かな一歩を踏み出すことができました。今後は、「良質な収益構造への変革」の実現に向け、グループ一丸となって邁進する所存です。

本報道発表文は、当社の新株式および転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

記

．第三者割当による優先株式発行の件

A．第一回 種優先株式

1．種類株式の名称

双日ホールディングス株式会社第一回 種優先株式
(以下 A.において「第一回 種優先株式」という。)

2．発行新株式数

19,950,000 株

3．発行価額

1 株につき 10,000 円

4．発行価額の総額

199,500,000,000 円

5．発行価額中資本に組み入れない額

1 株につき 5,000 円

6．資本組入額の総額

99,750,000,000 円

7．申込期日

平成 16 年 10 月 28 日

8．払込期日

平成 16 年 10 月 29 日

9．配当起算日

平成 16 年 10 月 1 日

10．発行方法

第三者割当の方法により、株式会社ユーエフジェイ銀行に全株式を割り当てる。なお、発行価額の総額と同額の当会社に対する貸付金元本債権の現物出資による。

11．配当金

(1) 第一回 種配当金

当会社は、普通株式を有する株主（以下 A.において「普通株主」という。）および普通株式の登録質権者（以下 A.において「普通登録質権者」という。）に対して利益配当を行う場合において、その普通株式 1 株あたりの利益配当金の額と、当該営業年度において普通株主および普通登録質権者に対して中間配当を支払った場合における普通株式 1 株あたりの中間配当金の額との合計額（以下 A.において「普通株式年間配当額」という。）が、50 円以上となるときは、

本報道発表文は、当社の新株式および転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

第一回 種優先株式を有する株主（以下 A.において「第一回 種優先株主」という。）または第一回 種優先株式の登録質権者（以下 A.において「第一回 種優先登録質権者」という。）に対し、第一回 種優先株式 1 株につき下記(2)に定める方法により決定される額の利益配当金（以下 A.において「第一回 種配当金」という。）を支払う。

(2) 第一回 種配当金の額

第一回 種配当金の額は、普通株式年間配当額を、当該利益配当に係る基準日に先立つ 45 取引日（以下 A.において「取引日」というときは終値のない日は除く。）目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値で除した値に、10,000 円を乗じ、さらにこれに 1.2 を乗じた額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する。以下 A.において「第一回 種年間配当額」という。）とする。ただし、当該営業年度において次項に定める第一回 種中間配当金を支払ったときは、第一回 種年間配当額から当該第一回 種中間配当金の額を控除した残額がある場合に、当該残額を第一回 種配当金として支払う。また、第一回 種配当金の額は、当該営業年度において次項に定める第一回 種中間配当金を支払った場合における当該第一回 種中間配当金の額と合計して、2,000 円を超えないものとする。

(3) 第一回 種配当金の支払順位

普通株式に係る利益配当金および第一回 種配当金の支払順位は同順位とする。

12. 中間配当金

(1) 第一回 種中間配当金

当社は、普通株主および普通登録質権者に対して普通株式 1 株につき 25 円以上の額の中間配当金をもって中間配当を行うときは、第一回 種優先株主または第一回 種優先登録質権者に対し、第一回 種優先株式 1 株につき下記(2)に定める方法により決定される額の金銭（以下 A.において「第一回 種中間配当金」という。）を支払う。

(2) 第一回 種中間配当金の額

第一回 種中間配当金の額は、普通株主および普通登録質権者に対して支払う普通株式 1 株あたりの中間配当金の額を、当該中間配当に係る基準日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値で除した値に、10,000 円を乗じ、さらにこれに 1.2 を乗じた額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する。）とする。ただし、第一回 種優先株式 1 株あたりの第一回 種中間配当金の額は、1,000 円を上限とする。

(3) 第一回 種中間配当金の支払順位

普通株式に係る中間配当金および第一回 種中間配当金の支払順位は同順位とする。

13. 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、第一回 種優先株主または第一回 種優先登録質権者に対し、普通株主および普通登録質権者に先立ち、第一回 種優先株式 1 株につき 10,000 円を支払う。

第一回 種優先株主または第一回 種優先登録質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

14. 買入消却

当会社はいつでも第一回 種優先株式を買い受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により消却することができる。

当会社が優先株式を買い受けまたは消却するときは、一または複数の種類の優先株式のみについて、その全部または一部の買い受けまたは消却を行うことができる。

15. 議決権

第一回 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

16. 株式の併合または分割、新株引受権等の付与

当会社は、法令に定める場合を除き、第一回 種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

当会社は、第一回 種優先株主には、新株引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

17. 普通株式への転換予約権

(1) 転換を請求し得べき期間

平成 36 年 10 月 29 日以降とする。

(2) 転換の条件

第一回 種優先株式は、1 株につき下記(イ)乃至(ロ)に定める転換価額により、当会社の普通株式に転換することができる。

(イ) 当初転換価額

当初転換価額は、平成 36 年 10 月 29 日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）とする。ただし、上記計算の結果、当初転換価額が 200 円（以下 A. において「下限当初転換価額」という。ただし、下記(ロ)により調整される。）を下回る場合には、下限当初転換価額をもって当初転換価額とする。

(ロ) 転換価額の修正

転換価額は、平成 37 年 10 月 29 日以降、毎年 10 月 29 日（以下 A. においてそれぞれ「転換価額修正日」という。）に、各転換価額修正日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日（以下 A. においてそれぞれ「時価算定期間」という。）の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。以下 A. において「修正後転換価額」という。）に修正される。なお、上記の時価算定期間内に、下記(ロ)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、下記(ロ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の

80%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下A.において「下限転換価額」という。ただし、下記(Ⅱ)により調整される。）を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(Ⅱ) 転換価額の調整

転換価額は、平成36年10月29日以降、下記に掲げる各事由により、次の算式（以下A.において「転換価額調整式」という。）に従って調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株あたりの発行・処分価額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

転換価額調整式により第一回種優先株式の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (i) 下記(ii)に定める時価を下回る発行価額または処分価額をもって普通株式を新たに発行または当会社の有する当会社の普通株式を処分する場合（ただし、当会社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使による場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合。

調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

なお、上記ただし書において、株式の分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日までに転換をなした者に対しては、次の算出方法により、当会社の普通株式を新たに発行する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \frac{\text{調整前転換価額をもって転換により当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後転換価額}}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(iii) 下記 (ii)に定める時価を下回る当初価額をもって当会社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合。

調整後の転換価額は、発行される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。当会社は、上記 に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。

- (i) 株式の併合、資本の減少、商法第 373 条に定められた新設分割、商法第 374 条ノ 16 に定められた吸収分割、または合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (ii) その他当会社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 転換価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が 1 円未満にとどまる限りは、転換価額の調整は行わない。ただし、この差額相当額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にそのつど算入する。

- (i) 転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。
- (ii) 転換価額調整式に使用する時価は、調整後転換価額を適用する日（ただし、上記 (ii)ただし書の場合には株主割当日）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とし、その計算は円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。
- (iii) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、または株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の 1 ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。

(二) 上記(ロ)または(ハ)により転換価額の修正または調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正前または調整前の転換価額、修正後または調整後の転換価額およびその適用の日その他必要な事項を第一回 種優先株主に通知する。た

だし、上記(ハ) (ii)ただし書に示される株式の分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(ホ) 転換により発行すべき普通株式数

第一回 種優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第一回 種優先株主が転換請求のために提出した} \\ \text{第一回 種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

転換により発行すべき普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ハ) 転換請求受付場所

東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号

ユーエフジェイ信託銀行株式会社 証券代行部

(ト) 転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書および第一回 種優先株式の株券が上記(ハ)に記載する転換請求受付場所に到着した時に発生する。ただし、第一回 種優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

18. 期中転換があった場合の取扱い

第一回 種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときには4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

19. 優先順位

種優先株式に係る利益配当金および中間配当金の支払順位は、種優先株式、種優先株式、種優先株式および種優先株式に劣後し、種優先株式に係る残余財産の分配の支払順位は、種優先株式、種優先株式、種優先株式、種優先株式および種優先株式に劣後するものとする。

B. 第一回 種優先株式

1. 種類株式の名称

双日ホールディングス株式会社第一回 種優先株式
(以下 B.において「第一回 種優先株式」という。)

2. 発行新株式数

10,875,000 株

3. 発行価額

1 株につき 12,000 円

4. 発行価額の総額

130,500,000,000 円

5. 発行価額中資本に組み入れない額

1 株につき 6,000 円

6. 資本組入額の総額

65,250,000,000 円

7. 申込期日

平成 16 年 10 月 28 日

8. 払込期日

平成 16 年 10 月 29 日

9. 配当起算日

平成 16 年 10 月 1 日

10. 発行方法

第三者割当の方法により、株式会社ユーエフジェイ銀行に全株式を割り当てる。なお、発行価額の総額と同額の当会社に対する貸付金元本債権の現物出資による。

11. 配当金

(1) 第一回 種優先配当金

当会社は、利益配当を行うときは、第一回 種優先株式を有する株主(以下 B.において「第一回 種優先株主」という。)または第一回 種優先株式の登録質権者(以下 B.において「第一回 種優先登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下 B.において「普通株主」という。)および普通株式の登録質権者(以下 B.において「普通登録質権者」という。)に先立ち、第一回 種優先株式 1 株につき下記(2)に定める額の利益配当金(以下 B.において「第一回 種優先配当金」という。)を支払う。ただし、当該営業年度において下記(3)に定める第一回 種優先中間配当金を支払ったときは、当該第一回 種優先中間配当金を控除した額とする。

本報道発表文は、当社の新株式および転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(2) 第一回 種優先配当金の額

第一回 種優先配当金の額は、第一回 種優先株式の発行価額(12,000円)に、それぞれの営業年度毎に下記の配当率(以下B.において「第一回 種優先配当率」という。)を乗じて算出した額とする。第一回 種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果が1,200円を超える場合は、第一回 種優先配当金の額は1,200円とする。

第一回 種優先配当率は、平成16年4月1日以降、次回配当率修正日(下記に定義される。)の前日までの各営業年度について、下記算式によりそれぞれ計算される年率とする。

平成17年3月31日に終了する営業年度から平成21年3月31日に終了する営業年度まで

$$\text{第一回 種優先配当率} = \text{日本円 TIBOR (1年物)} + 0.75\%$$

平成22年3月31日に終了する営業年度から平成26年3月31日に終了する営業年度まで

$$\text{第一回 種優先配当率} = \text{日本円 TIBOR (1年物)} + 1.00\%$$

平成27年3月31日に終了する営業年度から平成31年3月31日に終了する営業年度まで

$$\text{第一回 種優先配当率} = \text{日本円 TIBOR (1年物)} + 1.25\%$$

平成32年3月31日に終了する営業年度から平成36年3月31日に終了する営業年度まで

$$\text{第一回 種優先配当率} = \text{日本円 TIBOR (1年物)} + 1.50\%$$

平成37年3月31日に終了する営業年度以降

$$\text{第一回 種優先配当率} = \text{日本円 TIBOR (1年物)} + 1.75\%$$

第一回 種優先配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。「配当率修正日」は、平成17年4月1日および、以降毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当率修正日とする。

「日本円 TIBOR (1年物)」とは、平成16年4月1日または各配当率修正日およびその直後の10月1日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の2時点(以下B.においてそれぞれ「優先配当決定基準日」という。)において、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円 TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値の平均値を指すものとする。

当該平均値の算出にあたり、優先配当決定基準日に日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートが公表されない場合、これに代えて、同日(当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円 LIBOR 1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを用いるものとする。

(3) 第一回 種優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、第一回 種優先株主または第一回 種優先登録質権者に対し、普通株主および普通登録質権者に先立ち、上記(2)に定める額の2分の1の金銭(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。以下B.において「第一回 種優先中間配当金」という。)を支払う。

(4) 非累積条項

ある営業年度において第一回 種優先株主または第一回 種優先登録質権者に対して支払う 1 株あたり利益配当金の額が上記(2)に定める第一回 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

第一回 種優先株主または第一回 種優先登録質権者に対しては、第一回 種優先配当金を超えて配当は行わない。

12. 残余財産の分配

当会社の残余財産を分配するときは、第一回 種優先株主または第一回 種優先登録質権者に対し、普通株主および普通登録質権者に先立ち、第一回 種優先株式 1 株につき 12,000 円を支払う。第一回 種優先株主または第一回 種優先登録質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

13. 買入消却

当会社はいつでも第一回 種優先株式を買い受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により消却することができる。

当会社が優先株式を買い受けまたは消却するときは、一または複数の種類の優先株式のみについて、その全部または一部の買い受けまたは消却を行うことができる。

14. 議決権

第一回 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

15. 株式の併合または分割、新株引受権等の付与

当会社は、法令に定める場合を除き、第一回 種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

当会社は、第一回 種優先株主には、新株引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

16. 普通株式への転換予約権

(1) 転換を請求し得べき期間

平成 31 年 10 月 29 日以降とする。

(2) 転換の条件

第一回 種優先株式は、1 株につき下記(イ)乃至(ハ)に定める転換価額により、当会社の普通株式に転換することができる。

(イ) 当初転換価額

当初転換価額は、平成 31 年 10 月 29 日に先立つ 45 取引日（以下 B. において「取引日」というときは終値のない日は除く。）目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）とする。ただし、上記計

算の結果、当初転換価額が 200 円(以下 B.において「下限当初転換価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。)を下回る場合には、下限当初転換価額をもって、また当初転換価額が払込期日(平成 16 年 10 月 29 日)に先立つ 44 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値に 5 を乗じた額(円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。以下 B.において「上限当初転換価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。)を上回る場合には上限当初転換価額をもって当初転換価額とする。

(ロ) 転換価額の修正

転換価額は、平成 32 年 10 月 29 日以降、毎年 10 月 29 日(以下 B.においてそれぞれ「転換価額修正日」という。)に、各転換価額修正日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日(以下 B.においてそれぞれ「時価算定期間」という。)の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値に相当する金額(円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。以下 B.において「修正後転換価額」という。)に修正される。なお、上記の時価算定期間内に、下記(ハ)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の 30%に相当する金額(円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。以下 B.において「下限転換価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。)を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が当初転換価額の 500%に相当する金額(以下 B.において「上限転換価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。)を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(ハ) 転換価額の調整

転換価額は、平成 31 年 10 月 29 日以降、下記 に掲げる各事由により、次の算式(以下 B.において「転換価額調整式」という。)に従って調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株あたりの発行・処分価額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

転換価額調整式により第一回 種優先株式の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (i) 下記 (ii)に定める時価を下回る発行価額または処分価額をもって普通株式を新たに発行または当会社の有する当会社の普通株式を処分する場合(ただし、当会社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使による場合を除く。)

本報道発表文は、当社の新株式および転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合。

調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

なお、上記ただし書において、株式の分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日までに転換をなした者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を新たに発行する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \frac{\text{調整前転換価額をもって転換により}}{\text{当該期間内に発行された株式数}}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(iii) 下記 (ii)に定める時価を下回る当初価額をもって当社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合。

調整後の転換価額は、発行される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

当社は、上記 に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。

- (i) 株式の併合、資本の減少、商法第 373 条に定められた新設分割、商法第 374 条ノ 16 に定められた吸収分割、または合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (ii) その他当会社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 転換価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が 1 円未満にとどまる限りは、転換価額の調整は行わない。ただし、この差額相当額は、

その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にそのつど算入する。

(i) 転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(ii) 転換価額調整式に使用する時価は、調整後転換価額を適用する日(ただし、上記(ii)ただし書の場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(iii) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、または株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。

(二) 上記(ロ)または(ハ)により転換価額の修正または調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正前または調整前の転換価額、修正後または調整後の転換価額およびその適用の日その他必要な事項を第一回種優先株主に通知する。ただし、上記(ハ)(ii)ただし書に示される株式の分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(ホ) 転換により発行すべき普通株式数

第一回種優先株式の転換により発行すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第一回種優先株主が転換請求のために提出した第一回種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

転換により発行すべき普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ハ) 転換請求受付場所

東京都江東区東砂七丁目10番11号

ユーエフジェイ信託銀行株式会社 証券代行部

(ト) 転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書および第一回種優先株式の株券が上記(ハ)に記載する転換請求受付場所に到着した時に発生する。ただし、第一回種優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

17. 期中転換があった場合の取扱い

第一回種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときには4月1日に、10月1日から翌

本報道発表文は、当社の新株式および転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

18. 優先順位

種優先株式に係る優先配当金および優先中間配当金の支払順位は、種優先株式、種優先株式および種優先株式と同順位とし、種優先株式に優先するものとする。

種優先株式に係る残余財産の分配の支払順位は、種優先株式、種優先株式、種優先株式および種優先株式と同順位とし、種優先株式に優先するものとする。

本報道発表文は、当社の新株式および転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

C. 第二回 種優先株式

1. 種類株式の名称

双日ホールディングス株式会社第二回 種優先株式
(以下C.において「第二回 種優先株式」という。)

2. 発行新株式数

2,000,000 株

3. 発行価額

1 株につき 10,000 円

4. 発行価額の総額

20,000,000,000 円

5. 発行価額中資本に組み入れない額

1 株につき 5,000 円

6. 資本組入額の総額

10,000,000,000 円

7. 申込期日

平成 16 年 10 月 28 日

8. 払込期日

平成 16 年 10 月 29 日

9. 配当起算日

平成 16 年 10 月 1 日

10. 発行方法

第三者割当の方法により、下記会社に以下のとおり割り当てる。なお、このうち株式会社東京三菱銀行割当分については、その発行価額の総額と同額の当会社に対する貸付金元本債権の現物出資による。

株式会社みずほコーポレート銀行 1,000,000 株

株式会社東京三菱銀行 1,000,000 株

11. 配当金

(1) 第二回 種優先配当金

当社は、利益配当を行うときは、第二回 種優先株式を有する株主(以下C.において「第二回 種優先株主」という。)または第二回 種優先株式の登録質権者(以下C.において「第二回 種優先登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下C.において「普通株主」という。)および普通株式の登録質権者(以下C.において「普通登録質権者」という。)に先立ち、第二回 種優先株式 1 株につき下記(2)に定める額の利益配当金(以下C.において「第

二回 種優先配当金」という。)を支払う。ただし、当該営業年度において下記(3)に定める第二回 種優先中間配当金を支払ったときは、当該第二回 種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) 第二回 種優先配当金の額

第二回 種優先配当金の額は、第二回 種優先株式の発行価額(10,000円)に、それぞれの営業年度毎に下記の配当年率(以下C.において「第二回 種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額とする。第二回 種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果が1,000円を超える場合は、第二回 種優先配当金の額は1,000円とする。

第二回 種優先配当年率は、平成16年4月1日以降、次回配当年率修正日(下記に定義される。)の前日までの各営業年度について、下記算式によりそれぞれ計算される年率とする。

平成17年3月31日に終了する営業年度から平成21年3月31日に終了する営業年度まで

$$\text{第二回 種優先配当年率} = \text{日本円 TIBOR (1年物)} + 1.75\%$$

平成22年3月31日に終了する営業年度から平成26年3月31日に終了する営業年度まで

$$\text{第二回 種優先配当年率} = \text{日本円 TIBOR (1年物)} + 2.00\%$$

平成27年3月31日に終了する営業年度から平成31年3月31日に終了する営業年度まで

$$\text{第二回 種優先配当年率} = \text{日本円 TIBOR (1年物)} + 2.25\%$$

平成32年3月31日に終了する営業年度から平成36年3月31日に終了する営業年度まで

$$\text{第二回 種優先配当年率} = \text{日本円 TIBOR (1年物)} + 2.50\%$$

平成37年3月31日に終了する営業年度以降

$$\text{第二回 種優先配当年率} = \text{日本円 TIBOR (1年物)} + 2.75\%$$

第二回 種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。「配当年率修正日」は、平成17年4月1日および、以降毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当年率修正日とする。

「日本円 TIBOR (1年物)」とは、平成16年4月1日または各配当年率修正日およびその直後の10月1日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の2時点(以下C.においてそれぞれ「優先配当決定基準日」という。)において、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円 TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値の平均値を指すものとする。

当該平均値の算出にあたり、優先配当決定基準日に日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートが公表されない場合、これに代えて、同日(当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円 LIBOR 1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを用いるものとする。

(3) 第二回 種優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、第二回 種優先株主または第二回 種優先登録質権者に対し、普通株主および普通登録質権者に先立ち、上記(2)に定める額の2分の1の金銭(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。以下C.において「第二回 種優先中間配当金」という。)を支払う。

(4) 非累積条項

ある営業年度において第二回 種優先株主または第二回 種優先登録質権者に対して支払う1株あたり利益配当金の額が上記(2)に定める第二回 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

第二回 種優先株主または第二回 種優先登録質権者に対しては、第二回 種優先配当金を超えて配当は行わない。

12. 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、第二回 種優先株主または第二回 種優先登録質権者に対し、普通株主および普通登録質権者に先立ち、第二回 種優先株式1株につき10,000円を支払う。

第二回 種優先株主または第二回 種優先登録質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

13. 買入消却

当社はいつでも第二回 種優先株式を買い受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により消却することができる。

当社が優先株式を買い受けまたは消却するときは、一または複数の種類の優先株式のみについて、その全部または一部の買い受けまたは消却を行うことができる。

14. 議決権

第二回 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

15. 株式の併合または分割、新株引受権等の付与

当社は、法令に定める場合を除き、第二回 種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

当社は、第二回 種優先株主には、新株引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

16. 普通株式への転換予約権

(1) 転換を請求し得べき期間

平成27年10月29日以降とする。

(2) 転換の条件

第二回 種優先株式は、1株につき下記(イ)乃至(ハ)に定める転換価額により、当社の普通株式に転換することができる。

本報道発表文は、当社の新株式および転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(イ) 当初転換価額

当初転換価額は、平成 27 年 10 月 29 日に先立つ 45 取引日（以下 C.において「取引日」というときは終値のない日は除く。）目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）とする。ただし、上記計算の結果、当初転換価額が 200 円（以下 C.において「下限当初転換価額」という。ただし、下記(II)により調整される。）を下回る場合には、下限当初転換価額をもって、また当初転換価額が払込期日（平成 16 年 10 月 29 日）に先立つ 44 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値に 2 を乗じた額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。以下 C.において「上限当初転換価額」という。ただし、下記(II)により調整される。）を上回る場合には上限当初転換価額をもって当初転換価額とする。

(II) 転換価額の修正

転換価額は、平成 28 年 10 月 29 日以降、毎年 10 月 29 日（以下 C.においてそれぞれ「転換価額修正日」という。）に、各転換価額修正日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日（以下 C.においてそれぞれ「時価算定期間」という。）の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。以下 C.において「修正後転換価額」という。）に修正される。なお、上記の時価算定期間内に、下記(II)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、下記(II)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の 30%に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。以下 C.において「下限転換価額」という。ただし、下記(II)により調整される。）を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が当初転換価額の 200%に相当する金額（以下 C.において「上限転換価額」という。ただし、下記(II)により調整される。）を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(III) 転換価額の調整

転換価額は、平成 27 年 10 月 29 日以降、下記 に掲げる各事由により、次の算式（以下 C.において「転換価額調整式」という。）に従って調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株あたりの発行・処分価額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

転換価額調整式により第二回 種優先株式の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本報道発表文は、当社の新株式および転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- (i) 下記 (ii)に定める時価を下回る発行価額または処分価額をもって普通株式を新たに発行または当会社の有する当会社の普通株式を処分する場合(ただし、当会社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使による場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合。

調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

なお、上記ただし書において、株式の分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日までに転換をなした者に対しては、次の算出方法により、当会社の普通株式を新たに発行する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額をもって転換により当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (iii) 下記 (ii)に定める時価を下回る当初価額をもって当会社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合。

調整後の転換価額は、発行される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

当会社は、上記 に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。

- (i) 株式の併合、資本の減少、商法第 373 条に定められた新設分割、商法第 374 条ノ 16 に定められた吸収分割、または合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
(ii) その他当会社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整は行わない。ただし、この差額相当額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にそのつど算入する。

(i) 転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(ii) 転換価額調整式に使用する時価は、調整後転換価額を適用する日(ただし、上記(ii)ただし書の場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(iii) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、または株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。

(二) 上記(ロ)または(ハ)により転換価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正前または調整前の転換価額、修正後または調整後の転換価額およびその適用の日その他必要な事項を第二回 種優先株主に通知する。ただし、上記(ハ) (ii)ただし書に示される株式の分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(ホ) 転換により発行すべき普通株式数

第二回 種優先株式の転換により発行すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第二回 種優先株主が転換請求のために提出した} \\ \text{第二回 種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

転換により発行すべき普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ハ) 転換請求受付場所

東京都江東区東砂七丁目10番11号

ユーエフジェイ信託銀行株式会社 証券代行部

(ト) 転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書および第二回 種優先株式の株券が上記(ハ)に記載する転換請求受付場所に到着した時に発生する。ただし、第二回 種優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

17. 期中転換があった場合の取扱い

第二回 種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときには4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

18. 優先順位

種優先株式に係る優先配当金および優先中間配当金の支払順位は、種優先株式、種優先株式および種優先株式と同順位とし、種優先株式に優先するものとする。

種優先株式に係る残余財産の分配の支払順位は、種優先株式、種優先株式、種優先株式および種優先株式と同順位とし、種優先株式に優先するものとする。

D. 第一回 種優先株式

1. 種類株式の名称

双日ホールディングス株式会社第一回 種優先株式
(以下 D.において「第一回 種優先株式」という。)

2. 発行新株式数

1,000,000 株

3. 発行価額

1 株につき 10,000 円

4. 発行価額の総額

10,000,000,000 円

5. 発行価額中資本に組み入れない額

1 株につき 5,000 円

6. 資本組入額の総額

5,000,000,000 円

7. 申込期日

平成 16 年 10 月 28 日

8. 払込期日

平成 16 年 10 月 29 日

9. 発行方法

第三者割当の方法により、UBS AG London Branch に全株式を割り当てる。

10. 配当金

当社は、第一回 種優先株式を有する株主(以下 D.において「第一回 種優先株主」という。)または第一回 種優先株式の登録質権者(以下 D.において「第一回 種優先登録質権者」という。)に対しては、利益配当または中間配当を一切行わない。

11. 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、第一回 種優先株主または第一回 種優先登録質権者に対し、普通株式を有する株主および普通株式の登録質権者に先立ち、第一回 種優先株式 1 株につき 10,000 円を支払う。

第一回 種優先株主または第一回 種優先登録質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

12. 買入消却

当社は、いつでも第一回 種優先株式を買い受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により消却することができる。

本報道発表文は、当社の新株式および転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

当社が優先株式を買い受けまたは消却するときは、一または複数の種類の優先株式のみについて、その全部または一部の買い受けまたは消却を行うことができる。

13. 130%コールオプションによる強制償還

(1) 当社は、平成 19 年 10 月 29 日以降、東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値が 20 連続取引日（以下本号において「取引日」というときは終値のない日を除く。）にわたり、当該各取引日に適用のある第一回 種優先株式の転換価額の 130%以上であった場合、当社は、その選択により、当該 20 連続取引日の末日から 30 日以内に、第一回 種優先株主に対して償還日から 30 日以上 60 日以内の事前通知を行った上で、第一回 種優先株式の全部または一部を強制償還することができる。

(2) 償還価額は、第一回 種優先株式 1 株につき 10,000 円とする。

(3) 一部償還するときは、抽選その他の方法により行う。

14. 議決権

第一回 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

15. 株式の併合または分割、新株引受権等の付与

当社は、法令に定める場合を除き、第一回 種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

当社は、第一回 種優先株主には、新株引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

16. 普通株式への転換予約権

(1) 転換を請求し得べき期間

平成 17 年 5 月 2 日から平成 21 年 10 月 29 日までとする。

(2) 転換の条件

第一回 種優先株式は、1 株につき下記(イ)乃至(ハ)に定める転換価額により、当社の普通株式に転換することができる。

(イ) 当初転換価額

払込期日（平成 16 年 10 月 29 日）に先立つ 44 取引日（以下本(イ)において「取引日」というときは終値のない日を除く。）目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）または 425.4 円のうちいずれか大きい額とする。

(ロ) 転換価額の修正

転換価額は、平成 17 年 5 月 12 日から平成 21 年 10 月 12 日までの間、毎月 12 日（以下 D. においてそれぞれ「決定日」という。）の翌日以降に、決定日まで（当日を含む。）の 5 連続取引日（以下本(ロ)において「取引日」というときは、以下に定義する VWAP が算出されない日を含まない。また、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの 5 連続取引日とする。）（以下 D. においてそれぞれ「時価算定期間」という。）の各取引日

の東京証券取引所における当会社の普通株式の売買高加重平均価格（以下 D.において「VWAP」という。）の平均値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下 D.において「修正後転換価額」という。）に修正される。なお、時価算定期間内に、下記(ハ)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が平成17年5月12日まで（当日を含む。）の5連続取引日（平成17年5月12日にVWAPが算出されない場合には、その直前の取引日までの5連続取引日とする。）の各取引日のVWAPの平均値（以下 D.において「基準VWAP」という。）の40%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下 D.において「下限転換価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。）を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が基準VWAPの120%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下 D.において「上限転換価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。）を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(ハ) 転換価額の調整

転換価額は、平成16年10月30日以降、下記 に掲げる各事由により、次の算式（以下 D.において「転換価額調整式」という。）に従って調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株あたりの発行・処分価額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

転換価額調整式により第一回 種優先株式の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記 (ii)に定める時価を下回る発行価額または処分価額をもって普通株式を新たに発行または当会社の有する当会社の普通株式を処分する場合（ただし、当会社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使による場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合。

調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割

のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

なお、上記ただし書において、株式の分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日までに転換をなした者に対しては、次の算出方法により、当会社の普通株式を新たに発行する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額をもって転換により当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (iii) 下記 (ii) に定める時価を下回る当初価額をもって当会社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合。

調整後の転換価額は、発行される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

当会社は、上記 に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。

- (i) 株式の併合、資本の減少、商法第 373 条に定められた新設分割、商法第 374 条ノ 16 に定められた吸収分割、または合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (ii) その他当会社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 転換価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が 1 円未満にとどまる限りは、転換価額の調整は行わない。ただし、この差額相当額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にそのつど算入する。

- (i) 転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。
- (ii) 転換価額調整式に使用する時価は、調整後転換価額を適用する日（ただし、上記 (ii) ただし書の場合には株主割当日）に先立つ 45 取引日（以下本 (ii) において「取引日」というときは終値のない日を除く。）目に始まる 30 取引日の東京証

券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(iii) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、または株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。

(二) 上記(ロ)または(ハ)により転換価額の修正または調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正前または調整前の転換価額、修正後または調整後の転換価額およびその適用の日その他必要な事項を第一回 種優先株主に通知する。ただし、上記(ハ) (ii)ただし書に示される株式の分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(ホ) 転換により発行すべき普通株式数

第一回 種優先株式の転換により発行すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第一回 種優先株主が転換請求のために提出した 第一回 種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

転換により発行すべき普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ハ) 転換請求受付場所

東京都江東区東砂七丁目10番11号

ユーエフジェイ信託銀行株式会社 証券代行部

(ト) 転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書および第一回 種優先株式の株券が上記(ハ)に記載する転換請求受付場所に到着した時に発生する。ただし、第一回 種優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

17. 普通株式への強制転換

転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第一回 種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下D.において「強制転換基準日」という。)以降の取締役会で定める日をもって、10,000円を強制転換基準日に先立つ45取引日(以下本項において「取引日」というときは終値のない日を除く。)目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(以下D.において「強制転換価額」という。)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

本報道発表文は、当社の新株式および転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

この場合、強制転換価額が基準 VWAP の 40% に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。以下 D. において「下限強制転換価額」という。）を下回るときは、10,000 円を当該下限強制転換価額で除して得られる数の普通株式となる。

ただし、上記 16. (2) に定める転換価額が強制転換基準日までに上記 16. (2) (ハ) により調整された場合には、下限強制転換価額についても同様の調整を行うものとする。

前記の普通株式数の算出に当たって 1 株に満たない端数が生じたときは、商法第 220 条に定める方法によりこれを取扱う。

18. 期中転換または強制転換があった場合の取扱い

第一回 種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または強制転換が 4 月 1 日から 9 月 30 日までになされたときには 4 月 1 日に、10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までになされたときは 10 月 1 日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

19. 優先順位

種優先株式に係る残余財産の分配の支払順位は、種優先株式、種優先株式、種優先株式および種優先株式と同順位とし、種優先株式に優先するものとする。

・ 転換社債型新株予約権付社債発行の件

1. 社債の名称 双日ホールディングス株式会社第一回無担保転換社債型新株予約権付社債(双日株式会社保証付)(以下 . において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)
2. 社債の総額 金 100 億円
3. 各社債の金額 金 1 億円の 1 種
4. 本新株予約権付社債券の形式 無記名式とする。
なお、本新株予約権付社債は商法第 341 条ノ 2 第 4 項の定めにより本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
5. 利率 本社債には利息を付さない。
6. 発行価額 額面 100 円につき金 100 円。
ただし、本新株予約権は無償にて発行するものとする。
7. 償還価額 額面 100 円につき金 100 円。
ただし、繰上償還の場合は第 13 項第(2)号乃至第(4)号または第 17 項に定める価額とする。
8. 払込期日 および発行日 平成 16 年 10 月 29 日
9. 発行場所 日本国
10. 募集の方法 UBS AG London Branch に対する第三者割当の方法による。
11. 物上担保・保証の有無
 - (1) 本新株予約権付社債には物上担保は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
 - (2) 双日株式会社(以下 . において「保証人」という。)は、本社債の元金および第 13 項第(3)号に基づき繰上償還する場合の額面超過金の支払を当会社と連帯して保証(以下 . においてかかる保証債務を「本保証債務」という。)する。
12. 社債管理会社の不設置
本新株予約権付社債は、商法第 297 条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理会社は設置しない。
13. 償還の方法および期限
 - (1) 本社債は、平成 18 年 10 月 27 日にその総額を償還する。

本報道発表文は、当社の新株式および転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- (2) 当社は、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日から30日以上60日以内の事前通知を行った上で、当該株式交換または株式移転の効力発生日以前に、残存する本社債の全部（一部は不可）を額面金額で繰上償還することができる。
- (3) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日の10銀行営業日前までに事前通知を行った上で、毎月4日に、残存する本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき金100.5円で繰上償還することができる。
- (4) 本新株予約権付社債の社債権者は、その選択により、当社に対して、償還日の10銀行営業日前までに事前通知を行い、かつ本新株予約権付社債券を第19項記載の償還金支払場所に提出することにより、平成17年5月2日以降、毎月4日に、その保有する本社債の全部または一部を額面100円につき金99円で繰上償還することを、当社に対して請求することができる。
- (5) 償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (6) 本新株予約権付社債の買入れおよび当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。ただし、当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権のみを消却することはできない。

14. 利息支払の方法および期限

該当なし。

15. 本新株予約権の内容

(1) 本社債に付する本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計100個の本新株予約権を発行する。

(2) 本新株予約権の発行価額

無償とする。

(3) 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、その行使請求により当社が当社の普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社の普通株式を移転（以下「」において当社の普通株式の発行または移転を「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を本項第(7)号記載の転換価額（ただし、本項第(8)号または第(9)号によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額）で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(4) 本新株予約権の行使請求期間

平成16年11月1日から平成18年10月26日までとする。

(5) その他の本新株予約権の行使の条件

第13項第(2)号もしくは第(3)号または第17項により本社債が繰上償還される場合は、償還日以降、第13項第(4)号により本社債が繰上償還される場合は、本新株予約権付社債券が第

本報道発表文は、当社の新株式および転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

19 項記載の償還金支払場所に提出された時以降、第 13 項第(6)号により当会社が本社債を購入消却する場合は、当会社が本社債を消却した時以降、また第 18 項による期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時以降、対象となる本社債に付された本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(6) 本新株予約権の消却事由および消却の条件

消却事由は定めない。

(7) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

本新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。

本新株予約権の行使に際して払込をなすべき 1 株あたりの額（以下「転換価額」という。）は、当初、払込期日（平成 16 年 10 月 29 日）に先立つ 44 取引日（以下本号において「取引日」というときは終値のない日を除く。）目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）または 425.4 円のうちいずれか大きい額に 1.05 を乗じた額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）とする。

(8) 転換価額の修正

転換価額は、平成 16 年 11 月 4 日から平成 18 年 10 月 4 日までの間、毎月 4 日（以下「決定日」という。）の翌日以降、決定日まで（当日を含む。）の 5 連続取引日（以下本号において「取引日」というときは、以下に定義する VWAP が算出されない日を含まない。また、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの 5 連続取引日とする。）（以下「時価算定期間」という。）の各取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）の平均値の 93% に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。以下「修正後転換価額」という。）に修正される。なお、時価算定期間内に、本項第(9)号で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、本項第(9)号に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が平成 16 年 11 月 4 日まで（当日を含む。）の 5 連続取引日（平成 16 年 11 月 4 日に VWAP が算出されない場合には、その直前の取引日までの 5 連続取引日とする。）の各取引日の VWAP の平均値（以下「基準 VWAP」という。）の 50% に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。以下「下限転換価額」という。ただし、本項第(9)号により調整される。）を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が基準 VWAP の 200% に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。以下「上限転換価額」という。ただし、本項第(9)号により調整される。）を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(9) 転換価額の調整

転換価額は、平成 16 年 10 月 30 日以降、当会社が当会社の普通株式の時価を下回る発行価額または処分価額をもって当会社の普通株式を発行または処分する場合には、次の算式に従って

本報道発表文は、当社の新株式および転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

調整される。なお、次の算式において、「既発行普通株式数」は当会社の発行済普通株式数から当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株あたりの発行・処分価額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

また、転換価額は、当会社の普通株式の分割・併合、当会社の普通株式の時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行等が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(10) 本新株予約権の発行価額およびその行使に際して払込をなすべき額の算定理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連すること、ならびに、上記(7) に従い確定する当初転換価額を前提とした本新株予約権の価値と本社債の利率および発行価額等のその他の発行条件により得られる経済的な価値とを勘案し、その発行価額を無償とした。また、本社債が転換社債型新株予約権付社債であることから本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、当初転換価額は、上記(7) に従い確定する額とする。

(11) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れない額

本新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組入れない額は、当該発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

(12) 代用払込に関する事項

商法第341条ノ3第1項第7号および第8号により、本新株予約権を行使したときは本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする請求があったものとみなす。

(13) 本新株予約権の期中行使があった場合の配当金の取扱い

行使請求により交付された当会社の普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金（商法第293条ノ5に定められた金銭の分配）は、行使請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ当会社の普通株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。

16. 担保提供制限

当会社または保証人は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当会社または保証人が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保附社債信託法に基づき同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、商法第341条ノ2に定められた新株予約権付社債であって、商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の規定に基づき、新株予約権を行使したときは当該社債の全

本報道発表文は、当社の新株式および転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

額の償還に代えて当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする請求があったものとみなす旨、取締役会で決議されたものをいう。

17. 繰上償還に関する特約

当会社または保証人のいずれかが、次の事由に該当した場合には、当該事由発生の日より 30 日後（銀行休業日の場合はその前銀行営業日。）に残存する本社債の全部を額面 100 円につき金 100 円で繰上償還する。この場合、当会社は本新株予約権付社債の社債権者に対して、その旨を通知するものとする。

(1) 当会社が以下の事由に該当した場合

第 16 項に違背したとき。

本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来しても、その弁済をすることができないとき。

社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは期限が到来してもその弁済がなされないとき、または当会社が第三者のために行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 10 億円を超えない場合はこの限りではない。

破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは会社整理開始の申立をし、または解散（合併の場合を除く。）の決議をしたとき。

破産宣告、民事再生手続もしくは会社更生手続の開始決定、または会社整理開始もしくは特別清算開始の命令を受けたとき。

(2) 保証人が以下の事由に該当した場合

第 16 項に違背したとき。

保証人が発行する社債（既発行社債を含む。）について期限の利益を喪失し、または期限が到来しても、その弁済をすることができないとき。

社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは期限が到来してもその弁済がなされないとき、または保証人が第三者のために行った本保証債務以外の保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 10 億円を超えない場合はこの限りではない。

破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは会社整理開始の申立をし、または解散（合併の場合を除く。）の決議をしたとき。

破産宣告、民事再生手続もしくは会社更生手続の開始決定、または会社整理開始もしくは特別清算開始の命令を受けたとき。

18. 期限の利益喪失に関する特約

当会社および保証人は、次の事由に該当した場合には、本社債について期限の利益を失う。

(1) 当会社が、第 13 項の規定に違背したとき。ただし、保証人が当該違背について本保証債務を履行したときはこの限りではない。

(2) 前項にかかげる事由に当会社、保証人ともに該当したとき。

本報道発表文は、当社の新株式および転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

19. 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所）
双日ホールディングス株式会社 財務主計部
20. 行使請求受付場所
ユーエフジェイ信託銀行株式会社 証券代行部
21. 準拠法
日本法
22. 上場申請の有無
なし
23. 上記各項は、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

本報道発表文は、当社の新株式および転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(ご 参 考)

1. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	348,694,333株
増資による増加株式数	33,825,000株
うち、第 種優先株式	19,950,000株
第 種優先株式	12,875,000株
第 種優先株式	1,000,000株
増資後の発行済株式総数	382,519,333株
うち、普通株式	215,694,333株
第 種優先株式	105,200,000株
第 種優先株式	26,300,000株
第 種優先株式	1,500,000株
第 種優先株式	19,950,000株
第 種優先株式	12,875,000株
第 種優先株式	1,000,000株

2. 資金の使途等

(1) 増資の理由

株主資本の充実を図るため。

(2) 今回調達資金の使途

第三者割当による優先株式発行のうち、第一回 種優先株式、第一回 種優先株式および株式会社東京三菱銀行割当分の第二回 種優先株式の発行については、貸付金元本債権の現物出資によるため、該当事項はありません。

株式会社みずほコーポレート銀行割当分の第二回 種優先株式および第一回 種優先株式の発行ならびに転換社債型新株予約権付社債の発行により調達する資金は、当社子会社である双日株式会社への出資金として、同社が発行する普通株式の払込に全額充当する予定です。

3. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対して安定的に配当を行うとともに、内部留保の拡充と有効活用によって企業競争力と株主価値を向上させることを経営の最重要課題のひとつと位置付けております。配当水準につきましては、資本構成と株主資本の状況や、利益成長のための投資等に伴う資金需要などを勘案し、適切な水準を決定してまいります。

(2) 配当決定に当たっての考え方

配当決定に当たっての基本的な考え方は上記(1)のとおりです。

本報道発表文は、当社の新株式および転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

なお、当期中の資産内容の徹底した見直しに伴う損失処理によって大幅な欠損金が生じる見通しです。この欠損金を解消するため、2005年6月に開催予定の定時株主総会において、資本準備金の取り崩し、および資本の減少を付議する予定です。その上で2005年度以降の事業収益による内部留保によって、2006年度決算における配当を目指します。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保資金は、利益成長のための投資等に用いる予定です。

(4) その他

該当事項はありません。

(5) 過去3決算期間の配当状況等

	2004年3月期
1株あたり当期純利益	0.43円
1株あたり年間配当金	-
実績配当性向	-
株主資本当期純利益率	0.0%
株主資本配当率	-

(注)

1. 当社は2003年4月1日に設立されたため、過去1決算期間についてのみ記載しております。
2. 当該1決算期間において配当を行っていないため、1株あたり年間配当金、実績配当性向および株主資本配当率については記載しておりません。

4. 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

(1) エクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金
2003年5月14日	266,000百万円	143,000百万円	314,181百万円
2003年5月16日	7,181百万円	146,606百万円	317,755百万円

上記のほかに、当社は、2003年5月29日に発行総額5,000百万円の2005年満期円建転換社債型新株予約権付社債を、2003年11月5日に発行総額5,000百万円の2005年11月満期円建転換社債型新株予約権付社債を、それぞれ発行しております。

なお、2005年満期円建転換社債型新株予約権付社債につきましては、その全額が既に当社普通株式へ転換されております。また、2005年11月満期円建転換社債型新株予約権付社債につきましては、2004年8月31日現在で4,000百万円が当社普通株式に転換されております。

本報道発表文は、当社の新株式および転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(2) 過去3決算期間および直前の株価等の推移

	2004年3月期	2005年3月期
始 値	339 円	725 円
高 値	794 円	777 円
安 値	205 円	325 円
終 値	718 円	413 円
株価収益率	1,676 倍	- 倍

(注)

1. 当社は2003年4月1日に設立されたため、過去1決算期間についてのみ記載しております。
2. 2005年3月期の株価については、2004年9月28日現在で表示しております。
3. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株あたり当期純利益で除した数値であります。
4. 高値および安値は、東京証券取引所における当社普通株式の終値です。

5. 割当予定先の概要

(1) 優先株式の割当予定先

割当予定先の氏名または名称		株式会社ユーエフジェイ銀行	
割当株数および払込金額(現物出資額)		第一回 種	19,950,000 株 199,500,000,000 円
		第一回 種	10,875,000 株 130,500,000,000 円
割当予定 先の内容	住 所	名古屋市中区錦三丁目21番24号	
	代表者の氏名	頭取 沖原隆宗	
	資本の額(注)	843,582 百万円	
	事業の内容	銀行業	
	大株主および持株比率(注)	株式会社ユーエフジェイホールディングス 100%	
割当予定 先と当社 の関係	出資関係 (注)	当社が保有している 割当予定先の株式の数	なし
		割当予定先が保有して いる当社の株式の数	普通株式： 6,908,899 株 第一回 種優先株式： 15,000,000 株 第二回 種優先株式： 15,000,000 株 第三回 種優先株式： 15,000,000 株 第四回 種優先株式： 15,000,000 株 第一回 種優先株式： 15,000,000 株
取引関係等	営業取引	預金・借入・外国為替取引等	
	営業取引以外の取引	なし	
	人的関係	なし	
当該株券の保有に関する事項		なし	

(注) 資本の額、大株主および持株比率ならびに出資関係は、2004年3月31日現在におけるものであります。

本報道発表文は、当社の新株式および転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

割当予定先の氏名または名称		株式会社みずほコーポレート銀行	
割当株数および払込金額		第二回 種	1,000,000 株 10,000,000,000 円
割当予定 先の内容	住 所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	
	代表者の氏名	頭取 齋藤宏	
	資本の額 (注)	1,070,965 百万円	
	事業の内容	銀行業	
	大株主および持株比率 (注)	株式会社みずほホールディングス 100%	
割当予定 先と当社 の関係	出資関係 (注)	当社が保有している 割当予定先の株式の数	なし
		割当予定先が保有して いる当社の株式の数	普通株式 : 3,522,406 株 第一回 種優先株式 : 4,500,000 株 第二回 種優先株式 : 4,500,000 株 第三回 種優先株式 : 4,500,000 株 第四回 種優先株式 : 4,500,000 株 第一回 種優先株式 : 4,500,000 株
	取引関係等	営業取引	預金・借入・外国為替取引等
		営業取引以外の取引	なし
人的関係		なし	
当該株券の保有に関する事項		なし	

(注) 資本の額、大株主および持株比率ならびに出資関係は、2004年3月31日現在におけるものであります。

割当予定先の氏名または名称		株式会社東京三菱銀行	
割当株数および払込金額 (現物出資額)		第二回 種	1,000,000 株 10,000,000,000 円
割当予定 先の内容	住 所	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	
	代表者の氏名	頭取 畔柳信雄	
	資本の額 (注)	871,973 百万円	
	事業の内容	銀行業	
	大株主および持株比率 (注)	株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ 100%	
割当予定 先と当社 の関係	出資関係 (注)	当社が保有している 割当予定先の株式の数	なし
		割当予定先が保有して いる当社の株式の数	普通株式 : 1,031,111 株 第一回 種優先株式 : 3,500,000 株 第二回 種優先株式 : 3,500,000 株 第三回 種優先株式 : 3,500,000 株 第四回 種優先株式 : 3,500,000 株 第一回 種優先株式 : 3,500,000 株
	取引関係等	営業取引	預金・借入・外国為替取引等
		営業取引以外の取引	なし
人的関係		なし	
当該株券の保有に関する事項		なし	

(注) 資本の額、大株主および持株比率ならびに出資関係は、2004年3月31日現在におけるものであります。

本報道発表文は、当社の新株式および転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

割当予定先の氏名または名称		UBS AG London Branch	
割当株数および払込金額		第一回 種	1,000,000 株 10,000,000,000 円
割当予定 先の内容	住 所	1 Finsbury Avenue, London EC2M 2PP	
	代表者の氏名	Peter Wuffli (Chief Executive Officer)	
	資本の額 (2004 年 6 月 30 日現在)	898,851,811.20 スイス・フラン	
	事業の内容	投資銀行業務および証券業務	
	大株主および持株比率 (2003 年 12 月 31 日現在)	チェース・ノミニーズ・リミテッド (ロンドン) 8.27%	
割当予定 先と当社 の関係	出資関係 (2004 年 3 月 31 日 現在)	当社が保有している 割当予定先の株式の数	なし
		割当予定先が保有して いる当社の株式の数	普通株式 : 156,996 株
	取引関係等	営業取引	なし
		営業取引以外の取引	なし
人的関係		なし	
当該株券の保有に関する事項		優先株式発行日から 2 年間に於いて当該優先株式を普通株式に転換し、当該普通株式を譲渡する場合には、その旨を当社に報告する旨の確約を依頼する予定である。 また、一定の場合を除き、当該優先株式を第三者に譲渡するときは、当社の事前の書面による承諾を得る旨の確約を依頼する予定である。	

(2) 転換社債型新株予約権付社債の割当予定先

割当予定先の氏名または名称		UBS AG London Branch	
割当新株予約権付社債 (額面)		10,000,000,000 円	
払 込 金 額		10,000,000,000 円	
割当予定 先の内容	住 所	1 Finsbury Avenue, London EC2M 2PP	
	代表者の氏名	Peter Wuffli (Chief Executive Officer)	
	資本の額 (2004 年 6 月 30 日現在)	898,851,811.20 スイス・フラン	
	事業の内容	投資銀行業務および証券業務	
	大株主および持株比率 (2003 年 12 月 31 日現在)	チェース・ノミニーズ・リミテッド (ロンドン) 8.27%	
割当予定 先と当社 の関係	出資関係 (2004 年 3 月 31 日 現在)	当社が保有している 割当予定先の株式の数	なし
		割当予定先が保有して いる当社の株式の数	普通株式 : 156,996 株
	取引関係等	営業取引	なし
		営業取引以外の取引	なし
人的関係		なし	

以上

本報道発表文は、当社の新株式および転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

新事業計画に基づく
株主資本の充実について

双日ホールディングス株式会社

2004年 9月29日

新事業計画の基本方針

- ◆ 目的： 『市場の信認の早期回復』を通じて、企業価値の向上を図る
- ◆ 基本方針：

「財務体質の抜本的強化」

- 資産内容の抜本的見直し（事業リスクの低減、資産の質・流動性の向上）
- 増資による株主資本の充実（資産内容の抜本的見直しにより減少する株主資本を回復）と有利子負債の削減

「良質な収益構造への変革」

- 選択と集中の加速
 - － 選択・低採算事業から撤退し、競争優位を持つ事業へ注力
- SCVA（リスク・リターン指標）の向上（事業ポートフォリオ最適化）
 - － 継続的な「ポートフォリオ管理」と「リスク管理の強化・高度化」

3年後(07/3)の財務目標を再設定

- 経常利益：750億円
- ネットDER：3倍程度
 - － ネット有利子負債：1兆円水準
- 格付け：BBB以上

本日、株主資本の充実策について内容を具体化

株主資本の充実

◆ エクイティ・ファイナンスの概要

金額： 3,700億円

方法： 第三者割当による優先株式の発行（3,600億円）
第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行（100億円）

引受先： 優先株式 - UFJ銀行、みずほコーポレート銀行、東京三菱銀行、UBSグループ
転換社債型新株予約権付社債 - UBSグループ

日程： 9月 29日 発行決議
10月 29日 払込
10月 30日 資本の増加

エクイティ・ファイナンスの内容

種類	引受先	金額	意義	
優先株式	第1回 第IV種	UFJ銀行	1,995億円	<p>主要金融機関からの大規模な資本性の高い増資により財務体質の抜本的強化を実現いたします</p> <p>今回の増資では、主要金融機関の弊社への貸付金債権を現物出資する債務の株式化(デット・エクイティ・スワップ)などの形を取りますが、弊社が従来公表しております財務内容や新事業計画に何ら変更が生じたものではありません</p> <p>UBSグループに今回発表しました新事業計画を評価していただき、今後の柔軟な資本政策に資するエクイティ・ファイナンスを実現いたします</p>
	第1回 第V種	UFJ銀行	1,305億円	
	第2回 第V種	みずほコーポレート銀行 東京三菱銀行	100億円 100億円	
	第1回 第VI種	UBSグループ	100億円	
転換社債型 新株予約権付社債	UBSグループ	100億円		
合計		3,700億円		

今後の資本政策についての基本的な考え方

◆ 株主価値の向上

- 新事業計画の達成による強固な事業基盤の構築と収益力の強化により、株主価値の向上に努めます

◆ 資本の充実

- 引き続き、財務の安定性・健全性(ネットDER 3倍程度)を重視した資本政策を行ってまいります
- 財務・資本の状況に応じて、エクイティ・ファイナンスや株式の消却等を柔軟に検討してまいります
- また資本政策の運営においては、株価への影響・株式希薄化の影響等も十分考慮してまいります

◆ 配当政策

- 株主様に対して安定的に配当を行うとともに、内部留保の拡充と有効活用によって企業競争力と株主価値を向上させることを利益配分における基本方針としております
- 配当水準については、資本構成と株主資本の状況や、利益成長のための投資等に伴う資金需要などを勘案し、適切な水準を決定してまいります
- 当面2005年度決算(06/3期決算)までは内部留保重視の観点から無配継続をお願いいたしますが、2006年度決算(07/3期決算)における利益処分では配当を行うことを目指しております